

指定管理業務に関する仕様書

忠岡町総合福祉センターの管理運営業務仕様書

第1 趣旨

本仕様書は、忠岡町総合福祉センター条例第 18 条に基づき、忠岡町総合福祉センターの指定管理者が行う内容及び履行方法について定めることを目的とする。

第2 土地、建物及び備品

1 指定管理者が行う管理の範囲

土地 忠岡町忠岡南 1 丁目 9 番 1 5 号 1,216.51 m²

建物 忠岡町総合福祉センター（鉄骨造 4 階建 延べ床面積 1,084.03 m²）

ただし、1 階部分の社会福祉協議会及びシルバー人材センター事務室、更衣室、湯沸室、倉庫の 129.74 m²は除く。

2 管理業務に必要な物品として別紙の備品を無償で貸与する。

第3 事業の目的

総合福祉センターは、老人、身体障がい者、母子福祉会々員等に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための供与することにより、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

第4 開館・休館日時

1 開館日 月曜日から金曜日

2 開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで

3 休館日

(1) 毎週土・日曜日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。ただし、敬老の日を除く。

4 その他

前項の規定にかかわらず、協議の上、休館日に業務を行い、又は開館日に休館することができるものとする。

第5 業務内容

1 センターの使用の許可に関する業務

2 センターの維持管理に関する業務

3 センターの設置目的を達成するために町長が必要と認める業務

第6 業務・管理の基準

忠岡町総合福祉センター条例（昭和 49 年忠岡町条例第 35 号）及び忠岡町総合福祉センター条例施行規則（昭和 49 年忠岡町規則第 12 号）を遵守すること。

第7 運営協議会の設置

忠岡町総合福祉センターの適正な事業運営を図るため、忠岡町と協議し運営協議会の設置をするものとする。

第8 事業計画書等の提出

指定管理者は、次に掲げる事項を町に提出しなければならない。

- 1 忠岡町総合福祉センター事業計画書（町がそのつど示す期間）
- 2 忠岡町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 6 条に定める事業報告書（毎年度終了後 60 日以内）

第9 定めのない事項

この仕様書規定するもののほか、指定管理者の業務内容等について、定めのない事項に疑義を生じたときは、町と協議して定めるものとする。